

消費税インボイス制度

～ 令和5年度税制改正を受けて ～

令和5年5月23日 収録
税理士 金井恵美子

本資料では、次の用語を使用しています。

インボイス制度	… 適格請求書等保存方式
事業者登録制度	… 適格請求書発行事業者登録制度
インボイス発行事業者	… 適格請求書発行事業者(登録事業者と呼ぶ場合もあります)
インボイス	… 適格請求書(適格簡易請求書及び適格返還請求書をあわせてインボイスと呼ぶこともあります)
簡易インボイス	… 適格簡易請求書
返還インボイス	… 適格返還請求書

Ⅲ インボイス制度の概要

I 令和5年度税制改正によるインボイス制度の見直し

インボイス制度の実施に向け、令和5年度税制改正では次のような見直しが行われました。

■ 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

制度開始から3年間、免税事業者がインボイス発行事業者になった場合は、納税額を売上税額の2割とすることができることとされました。簡易課税制度よりも納税額が少なくなる場合が多く、事務負担も軽減されます。

■ 登録制度の見直しと手続の柔軟化

令和5年10月1日に登録する場合の申請期限が、事実上、9月30日となりました。また、制度開始後は、免税事業者の登録手続きに要する期間が15日に短縮されました。

■ 1万円未満の返還インボイスの交付義務免除

1万円未満の返還インボイスについて、交付義務が免除されることになりました。振込手数料相当額を値引きとして処理する場合等の事務負担が軽減されます。

■ 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）

制度開始から6年間、基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5000万円以下である事業者は、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存を必要とせず、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする経過措置が設けられました。

II 区分記載請求書等保存方式との比較

区分	区分記載請求書等保存方式 【令和5年9月末まで】		適格請求書等保存方式（インボイス制度） 【令和5年10月1日以後】
制度登録	事業者登録制度なし		事業者登録制度あり 手続きの柔軟化措置あり
請求書等の交付	<ul style="list-style-type: none"> • 売手に請求書等の交付義務なし • 免税事業者も交付可能 • 不正交付の罰則なし • 小売業者等の請求書等は受領者の名称記載不要 		<ul style="list-style-type: none"> • 売手にインボイスの交付義務あり • 免税事業者・未登録事業者は交付不可 • 不正交付（偽インボイス）の罰則あり • 小売業者等は適格簡易請求書の交付可能 • 1万円以上の対価の返還に返還インボイスの交付義務あり
仕入税額控除	<ul style="list-style-type: none"> • 免税事業者からの課税仕入れも仕入税額控除の対象 • 買手に請求書等の保存義務あり • データで受け取った請求書等は不可 		<ul style="list-style-type: none"> • 免税事業者など未登録者からの仕入れは仕入税額控除不可 • 買手にインボイスの保存義務あり • 電子インボイスの授受と保存可能
経過措置	売手の立場	6年間 … 免税事業者は登録申請書の提出により登録可能（課税事業者選択届出書不要） 3年間 … 【2割特例】 免税事業者が登録した場合の納付税額を売上税額の2割とすることが可能	
	買手の立場	6年間 … インボイスの保存がない課税仕入れにつき8割（後半3年間は5割）の控除可能 6年間 … 【少額特例】 基準期間における課税売上高1億円以下又は特定期間における課税売上高5000万円以下の事業者が行う1万円未満の課税仕入れは、帳簿のみで仕入税額控除可能	

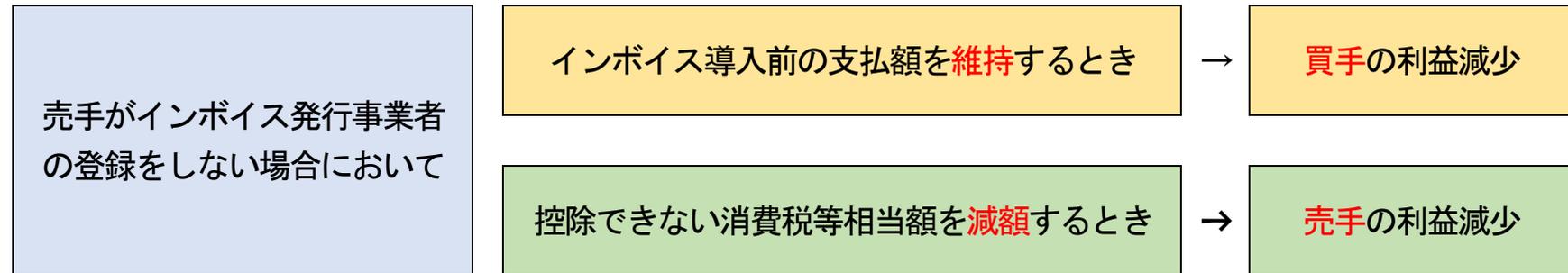
③ 免税事業者への影響

I 利益の減少

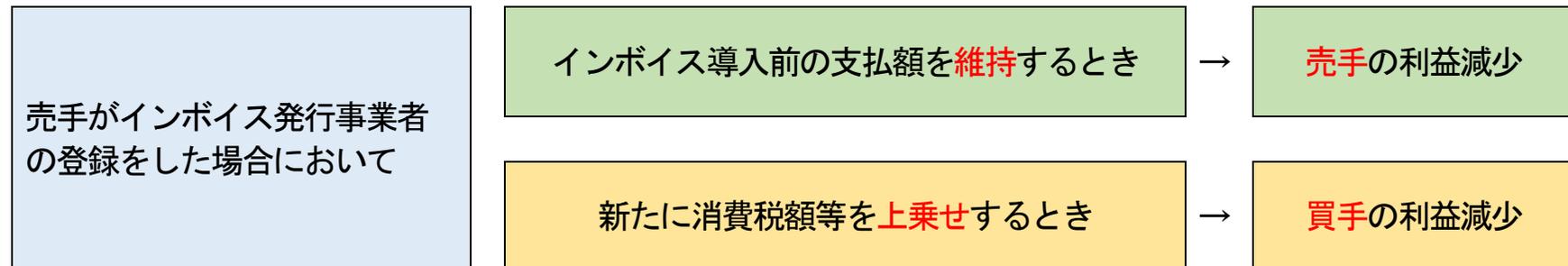
区分記載請求書等保存方式においては、納税義務の免除により税収ロスが発生し、それが事業者の利益となっていました。消費税相当額を上乗せしている場合は納税しない売手が利益を享受し、上乗せしていない場合は仕入税額控除をする買手が利益を享受していたこととなります。制度の変更によってその利益を返上することとなります。

インボイス発行事業者以外からの仕入れについては、控除できない税額は買手のコストになってしまいます。従前の支払額を継続すれば買手の利益が減少し、消費税等相当額の減額をすれば売手の利益が減少します。

買手には、「インボイスのない課税仕入れ」を区分する事務負担も生じます。



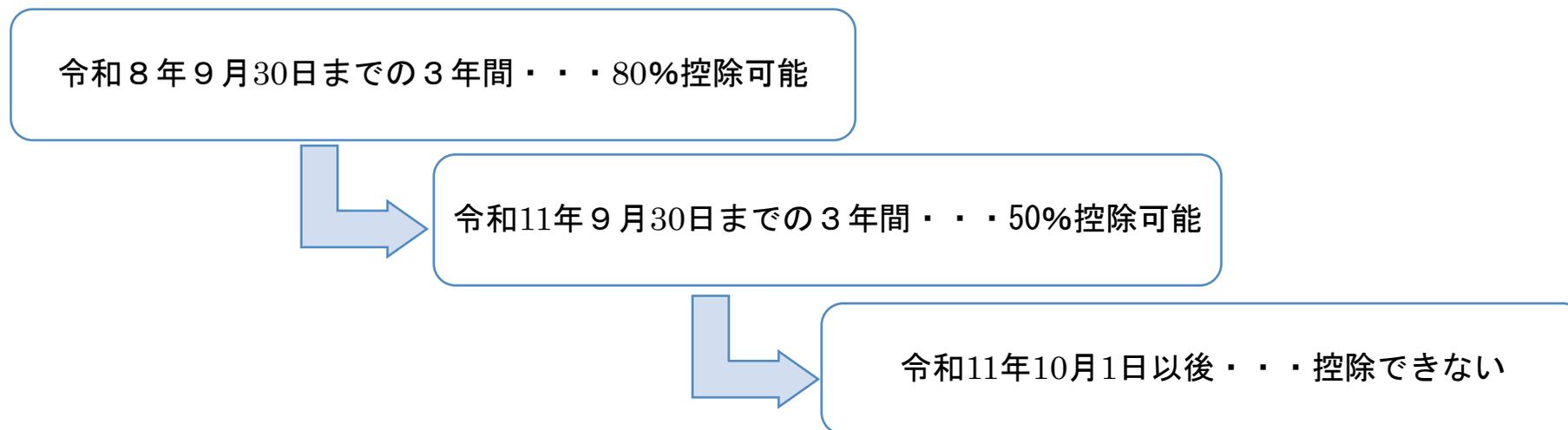
それでは、免税事業者である売手が登録した場合はどうでしょう。従前の取引額を維持すれば納税する売手の利益が減少し、登録を理由に新たに消費税額を上乗せすれば、買手の利益が減少します。やはり、売手・買手どちらかの利益が必ず減少します。



そこで、激変緩和のために、「8割・5割控除」の経過措置が設けられています。

II 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（8割・5割控除）

インボイス制度の導入後6年間は、インボイス制度において仕入税額控除が認められない課税仕入れであっても、区分記載請求書等保存方式において仕入税額控除の対象となるものについては、次の割合で仕入税額控除が認められます（平28年改正法附則52、53）。



(1) 帳簿の記載

この経過措置の適用を受けるためには、帳簿に、たとえば、「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入れ」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨を記載しておかなければなりません。この記載は、適用対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、これらの記号・番号等が「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」を別途「※(☆)は80%控除対象」などと表示する方法も認められます。

(2) 区分記載請求書等の保存

また、区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書等の保存が必要です。

現行法においては、区分記載請求書等は「紙」に限られており、区分記載請求書等の記載事項に係るデータの提供を受けて「紙」の交付を受けない場合には、区分記載請求書等の保存がないものと整理されますが、インボイス制度においては、区分記載請求書等の記載事項に係るデータの提供を受け、そのデータを保存する場合にも、経過措置の適用が認められます（令和4年度改正、平28年改正法附則52①②、53①②）。

(3) 仕入先が登録しない場合

買手が、登録をしない仕入先に対して価格交渉を行う場合には、独占禁止法又は下請法に配慮することが求められます。

令和5年1月19日、公正取引委員会は関係省庁と共同作成した「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」を公表しました（令和4年3月8日改正）。Q7には次のような記述があります。

事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものですが、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者との間で取引条件について情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。

自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が、直ちに問題となるものではありませんが、見直しに当たっては、「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないよう注意が必要です。

1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施後の免税事業者との取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、免税事業者に対して取引価格の引下げを要請し、取引価格の再交渉において、仕入税額控除が制限される分（注3）について、免税事業者の仕入れや諸経費の支払いに係る消費税の負担をも考慮した上で、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

また、取引上優越した地位にある事業者（買手）からの要請に応じて仕入先が免税事業者から課税事業者となった場合であって、その際、仕入先が納税義務を負うこととなる消費税分を勘案した取引価格の交渉が形式的なものにすぎず、著しく低い取引価格を設定した場合についても同様です。

（注3）免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされています。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、仕入先の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減じた場合には、下請法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額として問題となります。この場合において、仕入先が免税事業者であることは、仕入先の責めに帰すべき理由には当たりません。

また、下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比べて、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような下請代金など、著しく低い下請代金の額を不当に定めた場合には、下請法第4条第1項第5号で禁止されている買ったたきとして問題となります。

下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）からの要請に応じて仕入先が免税事業者から課税事業者となった場合であって、給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めた場合についても、同様です。

なお、建設業法の規制の対象となる場合で、元請負人（建設工事の下請契約における注文者で建設業者であるもの。以下同じ。）が、自己の取引上の地位を不当に利用して免税事業者である下請負人（建設工事の下請契約における請負人。以下同じ。）と合意することなく、下請代金の額を一方的に減額して、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような代金による下請契約を締結した場合や、免税事業者である下請負人に対して、契約後に、取り決めた下請代金の額を一方的に減額した場合等により、下請代金の額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。

5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、例えば、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

6 登録事業者となるような態様等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請することがあります。このような要請を行うこと自体は、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、課税事業者になるよう要請することにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなど一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。例えば、免税事業者が取引価格の維持を求めたにもかかわらず、取引価格を引き下げる理由を書面、電子メール等で免税事業者に回答することなく、取引価格を引き下げる場合は、これに該当します。また、免税事業者が、当該要請に応じて課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です（上記1、5等参照）。

したがって、取引先の免税事業者との間で、取引価格等について再交渉する場合には、免税事業者と十分に協議を行っていたき、仕入側の事業者の都合のみで低い価格を設定する等しないよう、注意する必要があります。

また、令和5年5月17日には、「インボイス制度の実施に関連した注意事例について」を公表しました。

インボイス制度の実施に関連した注意事例について

令和5年5月
公正取引委員会

1 趣旨

公正取引委員会は、インボイス制度の実施に際して免税事業者とその取引先との間で独占禁止法・下請法上問題となり得る行為について、令和4年1月、関係省庁と共同で作成した「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」（以下「インボイスQ&A」という。）において独占禁止法・下請法上の考え方を明らかにしています。インボイスQ&Aでは、発注事業者（課税事業者）が、免税事業者に対し、「課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります」（Q7の6）との考え方を示しています。

今般、インボイス制度の実施に関連して、独占禁止法違反につながるおそれのある複数の事例が確認されたため、違反行為の未然防止の観点から、どういった業態の発注事業者と免税事業者との間でそうした事例が発生したかということに加え、事例を踏まえた独占禁止法・下請法上の考え方を明らかにしておくこととしました。

2 注意事例

一部の発注事業者が、経過措置（注）により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝えるなど一方的に通告を行った事例がみられました。

（注）免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされています。

このため、公正取引委員会は、以下の発注事業者に対し、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から注意を行いました。

【注意した事業者の業態及び取引の相手方】

注意した事業者の業態	取引の相手方
イラスト制作業者	イラストレーター
農産物加工品製造販売業者	農家
ハンドメイドショップ運営事業者	ハンドメイド作家
人材派遣業者	翻訳者・通訳者
電子漫画配信取次サービス業者	漫画作家

3 独占禁止法上又は下請法上の考え方

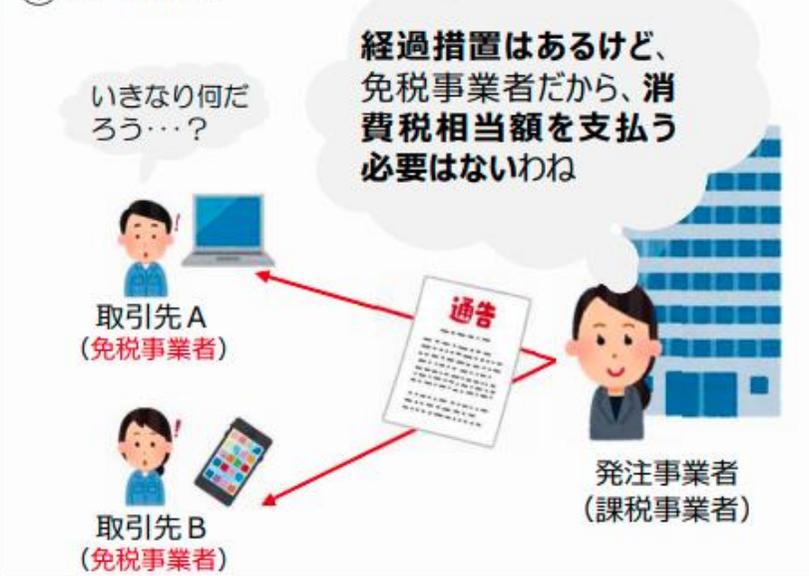
取引上優越した地位にある事業者が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者へ転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げるなど一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、下請法上の親事業者が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者である下請事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者へ転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げるなど一方的に通告することは、下請法上問題となるおそれがあります。

【想定事例】

- 発注事業者（課税事業者）が、経過措置^{（注）}により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると一方的に通告した。

（注）免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされている。

① 文書の発出



② 文書には…



➤それ、**独占禁止法上又は下請法上問題**となるおそれがあります！



発注事業者（課税事業者）が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げるなど一方的に通告することは、**独占禁止法上又は下請法上問題**となるおそれがあります。

Ⅲ 免税事業者の選択

免税事業者は、仕入税額控除をできないという理由で、取引から排除される可能性、あるいは、取引価格の引下げを要請される可能性があります。また、登録した場合であっても、新たに消費税額等を上乗せする交渉は容易ではないでしょう。

ただし、提供する商品や技術の希少性、人手不足や供給不足といった理由で、インボイスの交付がないのに、免税事業者である売手の希望が尊重されるケースも想定されます。

互いの事情を話し合い、取引価格の合意に至る努力が必要です。

免税事業者については、次の経過措置があります。

登録しない場合	● 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（8割・5割控除）
登録する場合	● 課税事業者選択届出書の提出を不要とする経過措置 ● 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例） ● 簡易課税制度選択届出書の提出時期の経過措置

IV 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）（R5年改正）

1 令和5年度税制改正

令和5年度税制改正において、インボイス制度の開始から3年間は、免税事業者がインボイス発行事業者の登録のために課税事業者となる場合に、その納付税額を課税標準額に対する消費税額の20%（売上税額の2割）相当額とすることができる経過措置が設けられました。

「8割・5割控除」の経過措置は、買手の仕入税額控除の調整、すなわち、買手における事務負担及び控除できない税額の負担あるいは独占禁止法等を踏まえた交渉などの負担の上に、売手が免税事業者に留まるロックイン効果を導くものと評価することができます。

2割特例は、売手が課税事業者となった場合の8割控除であり、「8割・5割控除」の経過措置とのバランスを図るものです。免税事業者が課税転換するための支援であり、仕入先に免税事業者がある課税事業者への支援となります。

課税売上高が1000万円以下の事業者は、少ない収入と高い利益率で事業を維持していると思われます。

例えば、プログラマーやデザイナーのように棚卸資産の課税仕入れがない事業では、一般に簡易課税制度を選択するのが有利です。簡易課税制度を選択した場合、たとえ課税仕入れがなくても、サービス業の納付税額は売上税額の50%相当額となるからです。

2割特例によればさらに有利です。納付税額は売上税額の20%相当額となり、簡易課税による納付税額の6割をカットすることができます。

プログラマーの税抜き課税売上高が 800 万円である場合			【納付税額】				
	売上税額 80 万円	→→	<table border="0"> <tr> <td>簡易課税</td> <td>40 万円</td> </tr> <tr> <td>2 割特例</td> <td>16 万円</td> </tr> </table>	簡易課税	40 万円	2 割特例	16 万円
簡易課税	40 万円						
2 割特例	16 万円						

日本商工会議所のヒアリング調査¹では、免税事業者（BtoB）が課税転換する際の課題として、62.0%が「消費税負担により資金繰りが厳しくなる」、44.8%が「消費税分の価格転嫁が難しく、利益が減少する」と回答しています。

2割特例によれば、消費税率 10%の満額を価格転嫁する必要はありません。1.8%の値上げができれば、従前の利益を確保することができます。

消費税を受け取っていた免税事業者であれば、コストが 1.8%増加するのみであると考えることができます。

適用税率	売上税額に対する 納付税額の割合	税抜売上高に対する 納付税額の割合	税込売上高に対する 納付税額の割合
標準税率10%	20%	2.0%	約1.8%
軽減税率 8%		1.6%	約1.5%

¹ 『「消費税インボイス制度」と『バックオフィス業務のデジタル化』等に関する実態調査』（2022年9月8日、日本・東京商工会議所）8頁。

2 具体的な計算方法

2割特例の具体的な計算は、みなし仕入率が80%である場合の簡易課税と同じです（28年改正法附則51の2①②）。

- ① 課税標準額に対する消費税額は、積上げ計算、割戻し計算又は両者の併用のうち、いずれの方法によってもかまいません。
- ② 控除対象仕入税額は、次の特別控除税額となります。

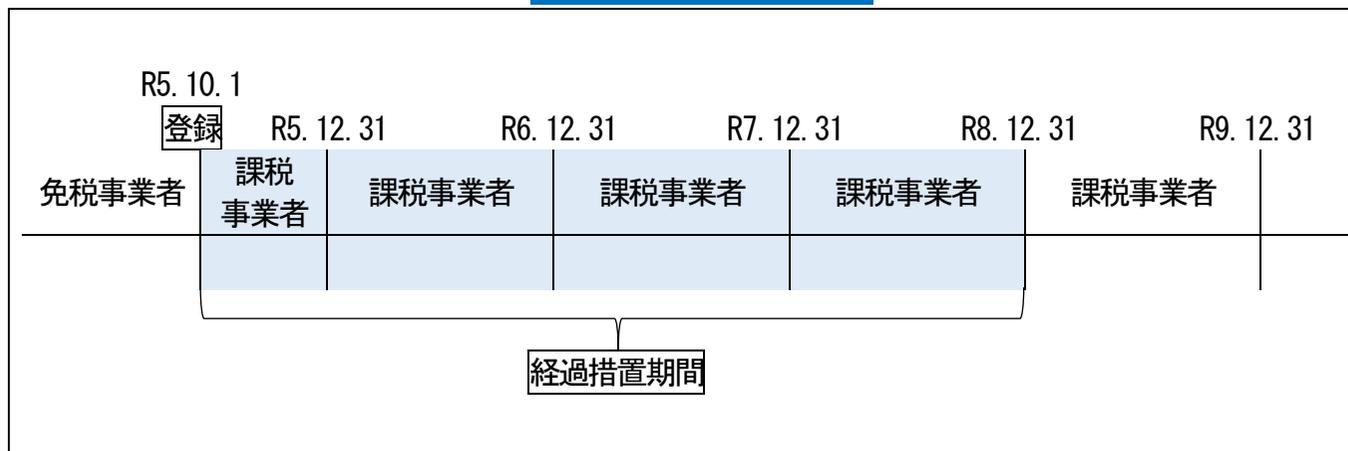
$$\boxed{\begin{array}{l} \text{控除対象仕入税額} \\ \text{(特別控除税額)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{課税標準額に対する消費税額} \\ \Delta \text{ 対価の返還等に係る消費税額} \end{array}} \times 80\%$$

- ③ 納付税額は、①の課税標準額に対する消費税額から、②の特別控除税額、売上対価の返還等に係る税額及び貸倒れに係る税額の合計額を控除して算出します。
- ④ 売上対価の返還等に係る税額及び貸倒れに係る税額がなければ、課税標準額に対する消費税額の2割相当額が納付税額となります。

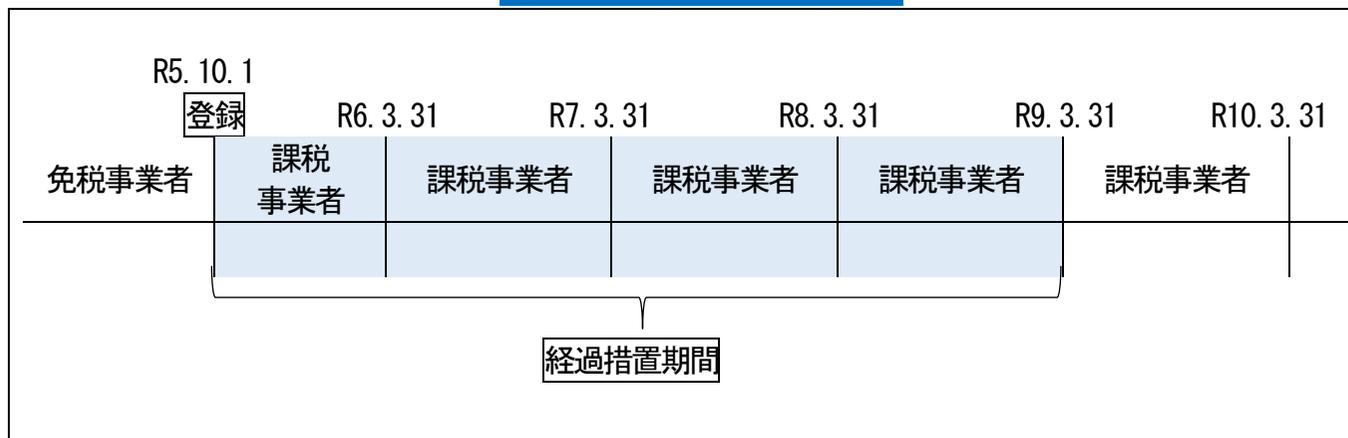
3 経過措置期間

2割特例は、令和8年9月30日の属する課税期間を期限とする経過措置です。

【個人事業者の場合】



【3月末決算法人の場合】



4 適用対象

2割特例は、免税事業者が、インボイス発行事業者の登録によって課税事業者になった場合に適用されます。インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合には適用がありません（28年改正法附則51の2①）。

また、課税期間を1か月又は3か月に短縮する特例の適用を受ける場合についても、2割特例の適用はできません（28年改正法附則51の2①）。

2割特例の対象とならない課税期間
① 基準期間における課税売上高が1000万円を超える課税期間（消法9①）
② 特定期間における課税売上高が1000万円を超える課税期間（消法9の2①）
③ 次の特例により課税事業者となる課税期間
イ. 相続があった場合の特例（消法10）（相続があった年については登録日の前日までに相続があった場合に限る）
ロ. 合併又は分割があった場合の特例（消法11、12）
ハ. 新設法人又は特定新規設立法人の特例（消法12の2①、12の3①）
ニ. 調整対象固定資産又は高額特定資産を取得した場合等の特例（消法9⑦、12の2②、12の3③、12の4①②）
ホ. 法人課税信託の特例（消法15④～⑦）
④ 課税期間を短縮する特例の適用を受ける課税期間（消法19①）
⑤ 上記の他、課税事業者選択届出書の提出により令和5年10月1日前から引き続き課税事業者となる課税期間

5 相続があった場合（上記③イ.）

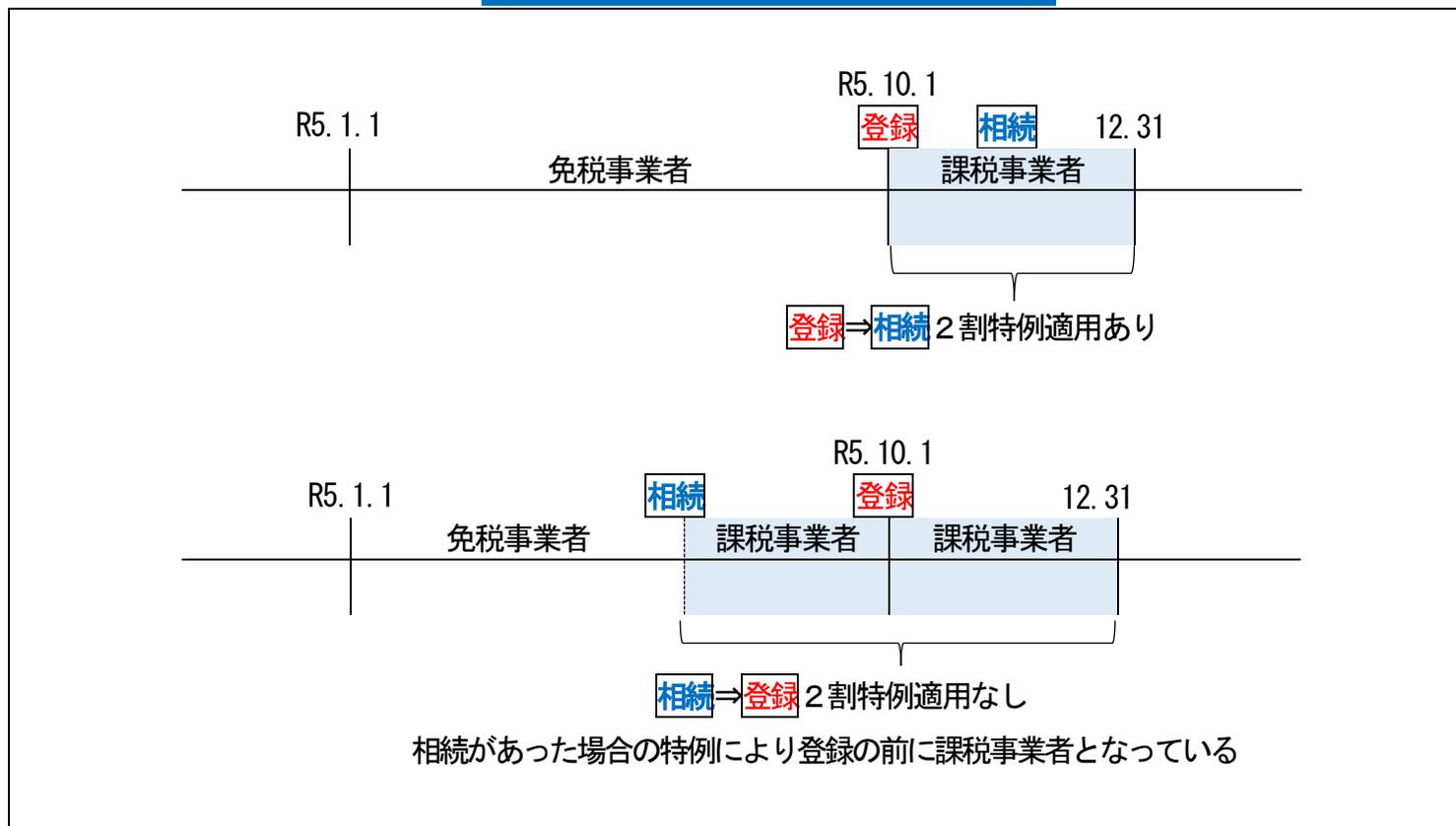
上記③イ.について、相続により、基準期間における課税売上高が1000万円を超える被相続人に事業を承継した相続人は、自己の基準期間における課税売上高が1000万円以下であっても、相続開始の日の翌日から課税事業者となります（消法10①）。

登録を受けた後に相続が開始した場合は、登録後の予期しない相続により課税期間の途中から適用が受けられないこととなるのは不相当と考えられることから、相続があった場合の特例の適用があっても、相続があった年においては、2割特例を適用

することができることとされています。

しかし、相続開始後に登録した場合は、2割特例の適用はありません。

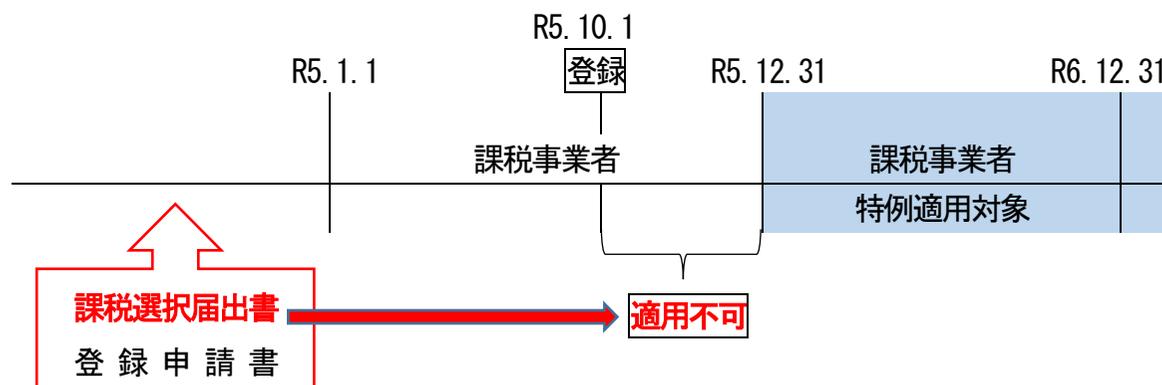
【相続があった年の2割特例の適用】



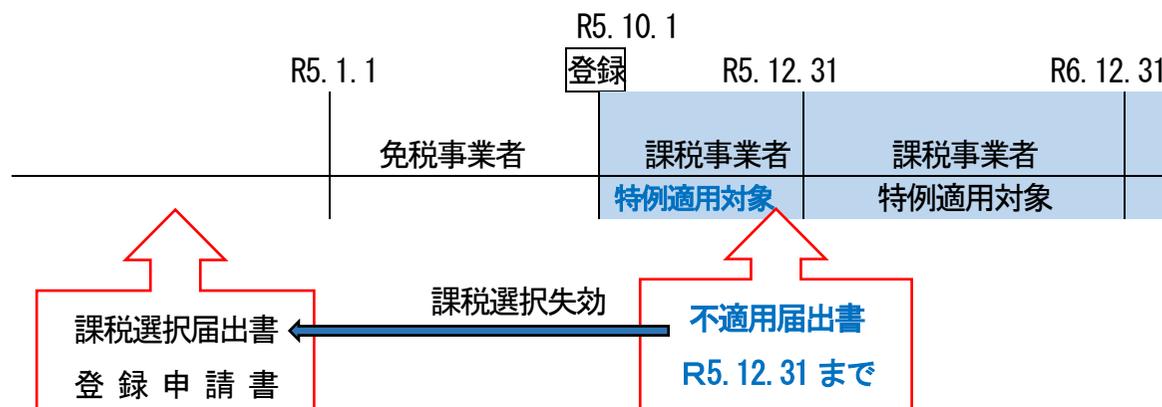
相続があった年の翌年又は翌々年において、相続があった場合の特例により課税事業者となる場合は、上記のいずれにおいても2割特例の適用はできません。

6 令和5年9月30日以前の期間を含む申告となる場合（上記⑤）

令和5年については、課税事業者選択届出書を提出してインボイス制度の開始前から引き続き課税事業者となる場合、すなわち、令和5年9月30日以前の期間を含む申告となる場合は、2割特例の適用を受けることはできません。



この場合において、令和5年12月31日までに、課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、令和5年から課税事業者選択届出書の効力を失効することができます。これにより、令和5年1月から9月までは免税事業者となり、10月1日から12月31日までの期間について2割特例を適用することが可能となります。



7 適用の手続き

申告書に2割特例で計算した納付税額を記載し、2割特例適用欄にチェックを入れることで適用することができます。簡易課税制度と違って、選択届出書・不適用届出書の提出などの手続きはなく、2年間の継続適用といったルール也没有ありません。

8 簡易課税制度選択届出書を提出している場合

2割特例は、一般課税と簡易課税のいずれを選択している場合でも、適用が可能です。すでに簡易課税制度選択届出書を提出している場合であっても取り下げる必要はありません。

簡易課税制度選択届出書	申告書において選択
提出あり	簡易課税と2割特例のいずれか選択
提出なし	一般課税と2割特例のいずれか選択

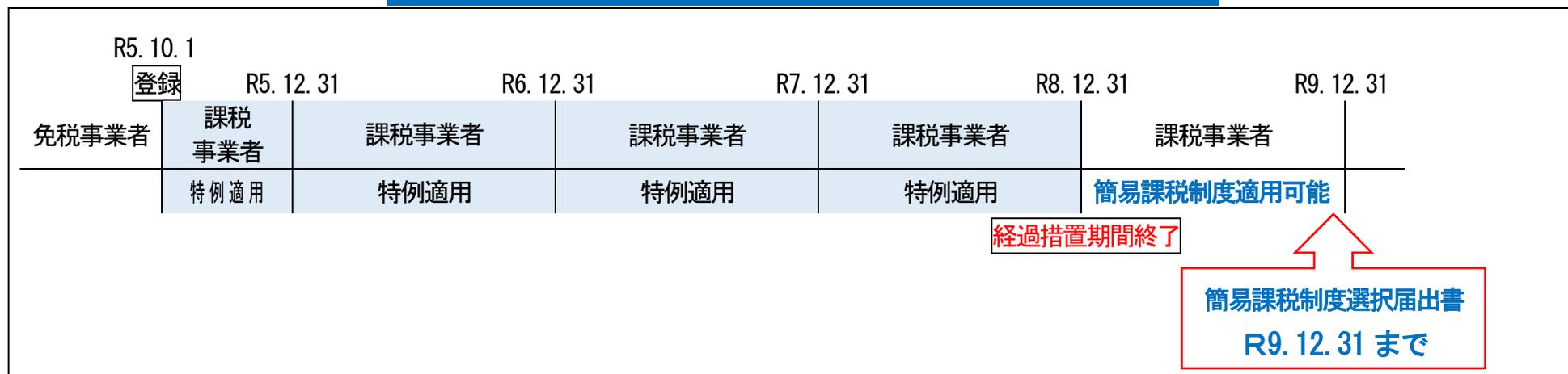
V 簡易課税制度選択届出書の届出時期の特例

1 2割特例から移行する場合の特例（R5年改正）

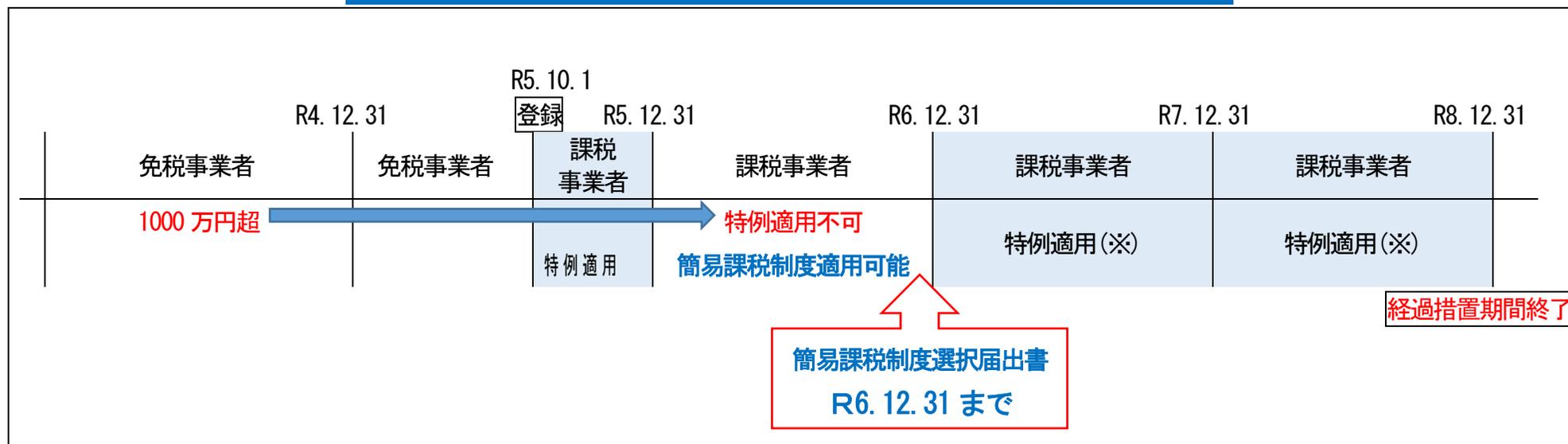
2割特例の適用を受けたインボイス発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間の末日（確定申告期限ではありません）までに簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、その翌課税期間の初日の前日に提出したものとみなされ、提出した日の属する課税期間から簡易課税制度を適用することができます（28年改正法附則51の2⑥）。

この場合、簡易課税制度選択届出書に、この提出時期の特例の適用を受ける旨を記載しなければなりません（28年改正法附則51の2⑥）。

【個人事業者が経過措置終了により簡易課税制度を選択する場合】



【個人事業者の基準期間における課税売上高が1000万円を超えた場合】



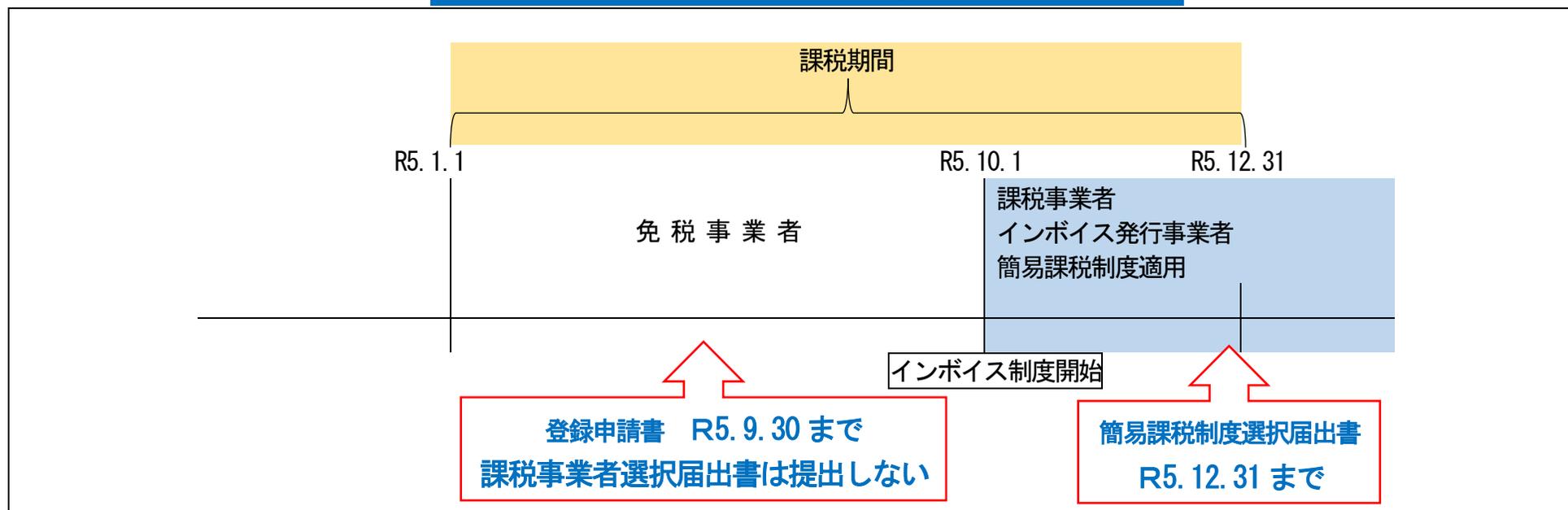
令和7年、8年については、基準期間における課税売上高が1000万円以下であるなど適用要件を満たせば、再び2割特例を適用することができます。

2 新たに登録した場合の特例

令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間においてインボイス発行事業者の登録をする免税事業者が、登録日の属する課税期間の末日までに簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、その課税期間の初日の前日に提出したものとみなされ、提出した日の属する課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

この場合、簡易課税制度選択届出書に、この提出時期の特例の適用を受ける旨を記載しなければなりません（平30年改正令附則18）。

【個人事業者が令和5年から簡易課税制度を適用する場合】



(1) 簡易課税制度選択届出書の取下げ

簡易課税制度選択届出書は、その届出書の提出ができる日までは、取下げが可能であると取り扱われています。

例えば、免税事業者が登録申請により令和5年10月1日に登録を受けて課税事業者となる場合には、経過措置により、簡易課税制度選択届出書は令和5年12月31日まで提出することができます。この経過措置により、すでに簡易課税制度選択届出書を提出しているけれど、一般課税と2割特例の選択ができるようにしたいという場合には、令和5年12月31日までに取下げ書を提出してその届出を取り下げることができます。

なお、取下げ書の書式は定められていません。取下対象となる届出書が特定できるよう、提出日、届出書の様式名（表題）、提出方法（書面又は e-Tax）、届出者の氏名・名称、納税地及び提出した届出書を取り下げる旨の記載をし、署名の上、所轄の税務署までご提出ください。

(2) 簡易課税制度選択不適用届出書の制限

簡易課税制度選択不適用届出書は、事業を廃止した場合を除き、選択届出書の効力が生じた日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ提出することができません（消法37⑥）。

この場合、2割特例を適用したために一度も簡易課税制度を適用しなくても影響を受けることはありません。

VI 免税事業者が交付する請求書等

1 偽インボイスの交付の禁止

インボイス発行事業者でない者が、インボイス発行事業者が作成したインボイスであると誤認されるおそれのある表示をした書類（適格請求書類等）を交付することは禁止されています。具体的には、「T+13桁の数字」といった登録番号と誤認されるような記載をすることはできません。

禁止行為には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金という罰則が設けられています。

2 消費税額等の記載は禁止されない

上述のとおり、免税事業者が作成する請求書に登録番号と誤認されるおそれのある記載はできません。

消費税額等の記載については、「免税事業者は、取引に課される消費税がないことから、請求書等に『消費税額』等を表示して別途消費税相当額等を受け取るといったことは消費税の仕組み上、予定されていません」（軽減個別QA問 111）と説明しています。

しかし、消費税額等の記載を禁止する法令はありません。例えば、国税庁は、インボイス発行事業者でない者に支払う報酬・料金の源泉徴収について、次のように説明しています（直法 6-1、インボイス制度開始後の取扱い）。

1. 現行の取扱い

報酬・料金等の支払を受ける者からの『請求書等』において、報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えありません。

2. インボイス制度開始後の取扱い（現行の取扱いからの変更なし）

インボイス制度開始後においても、上記1の『請求書等』とは、報酬・料金等の支払を受ける者が発行する請求書や納品書等であればよく、必ずしも適格請求書（インボイス）である必要はありませんので、適格請求書発行事業者以外の事業者が発行する請求書等において、報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えありません。

3 消費税額等の記載は避けるべき

ただし、登録番号の記載のない請求書等に消費税額等の記載がある場合には、取引額として買手の納得を得にくい状況となることは想像に難くありません。値下げ交渉の材料になるでしょう。

登録をしないで免税事業者のまま事業を継続する場合には、請求書等への消費税額等の表示や消費税額等を上乗せする価格表示は避けるべきです。表示の変更は、インボイス制度の開始を待たず、なるべく早期に行いましょう。

VII 免税事業者の判断

【登録しない場合】

- 提供する商品や技術の希少性、人手不足や供給不足といった理由で、インボイスの交付を求められないケースが想定される
- 顧客が消費者、免税事業者、2割特例又は簡易課税を適用する課税事業者である場合は、インボイスの交付を求められないと考えられる
- インボイス制度開始から6年間は、顧客が中小企業（基準期間における課税売上高が1億円以下等）で1回の売上代金が1万円未満なら、インボイスの交付を求められない可能性がある



免税事業者のままでは

値札や領収書の表示に注意

- 請求書等に「T+13桁の数字」といった登録番号と誤認されるような記載をすると「偽インボイス」になる
- 偽インボイスには1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 消費税額等の記載がある場合には、取引額として買手の納得を得にくい

【 登 録 す る 場 合 】

顧客が、課税事業者で、かつ、一般課税である場合はインボイスの交付が求められる



免税事業者が登録するときは

登録 手続	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年10月1日に登録を受ける場合は令和5年9月末までに申請 ○インボイス制度開始後の登録は15日前の日までに申請 	
2割 特例	<ul style="list-style-type: none"> ○卸売業又は設備投資がある場合を除いて2割特例が有利 ・納税額は税込売上高の約1.8%（飲食料品の販売は約1.5%） ・令和8年分までの経過措置 ・適用の手続きは申告書に記載するだけ ・簡易課税制度選択届出書を提出していても申告時に選択できる 	
簡易 課税	<ul style="list-style-type: none"> ○卸売業は、設備投資がなければ簡易課税が有利 ○卸売業以外は、2割特例期間終了後の適用を検討 	
届出特例	<ul style="list-style-type: none"> ①登録日の属する課税期間の末日までに選択届出書を提出 ②2割特例適用の翌課税期間の末日までに選択届出書を提出 	} 提出課税期間から適用
一般 課税	<ul style="list-style-type: none"> 課税仕入れが課税売上げの8割超で帳簿とインボイスの保存ができれば一般課税が有利 	

I 登録の手続き

1 令和5年10月1日に登録を受ける場合の申請期限

(1) 申請期限

令和5年10月1日に登録を受ける場合の登録申請書の受付は、その前日の9月30日までです。

※ 法令上の申請期限は令和5年3月31日であり、4月1日以後に提出する申請書には期限内提出ができなかった事情を記載することとされています（28年改正法附則44①、30年改正令附則15）が、令和5年度税制改正に伴って運用上その記載を求めないこととなり、9月30日が事実上の申請期限となりました。

ただし、申請書の提出が遅ければ、登録通知を受け取る日が令和5年10月1日後にずれ込むことが想定されます。特に、個人事業者は登録通知を受け取るまで自己の登録番号がわからないため、早めの申請をお勧めします。

(2) 令和5年10月1日までに登録通知が届かない場合

登録通知が令和5年10月1日までに届かない場合は、次のような対応が考えられます（インボイス通達2-4）。

- ・インボイスの交付が遅れる旨を伝え、通知後にインボイスを交付する
- ・通知を受けるまでは暫定的な請求書を交付し、通知後に改めてインボイスを交付しなおす
- ・通知を受けるまでは暫定的な請求書を交付し、通知後にその請求書との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する記載事項（登録番号等）を通知する

II 免税事業者の登録の手続き

1 課税事業者選択届出書の提出を不要とする経過措置

(1) 原則

免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けるためには、課税事業者選択届出書を提出して課税事業者を選択する必要があります。

課税事業者の選択は課税期間単位で行うものであるため、インボイス発行事業者の登録も、原則として課税期間を単位として行うこととなります（インボイス通達2-1）。

(2) 6年間の経過措置

インボイス制度の開始から令和11年9月30日までの日の属する課税期間においては、課税事業者選択届出書を提出することなく、登録申請書の提出によって課税事業者となり、インボイス発行事業者となる経過措置が設けられています（平28年改法附則44④）。

課税事業者選択届出書は、課税期間ごとに課税事業者となることを選択するものですが、この6年間は課税事業者選択届出書の提出が不要なので、課税期間の途中から登録することができます。

2 令和5年10月1日に登録する場合

令和5年10月1日に登録を受ける場合の登録申請書の受付けは、その前日の9月30日までです。

※ 法令上の申請期限は令和5年3月31日であり、4月1日以後に提出する申請書には期限内提出ができなかった事情を記載することとされています（28年改正法附則44①、30年改正令附則15）が、令和5年度税制改正に伴って運用上その記載を求めないこととなり、9月30日が事実上の申請期限となりました。

ただし、申請書の提出が遅ければ、登録通知を受け取る日が令和5年10月1日後にずれ込むことが想定されます。特に、個人事業者は登録通知を受け取るまで自己の登録番号がわからないため、早めの申請をお勧めします。

3 インボイス制度開始後に登録する場合

(1) 課税期間の初日の登録

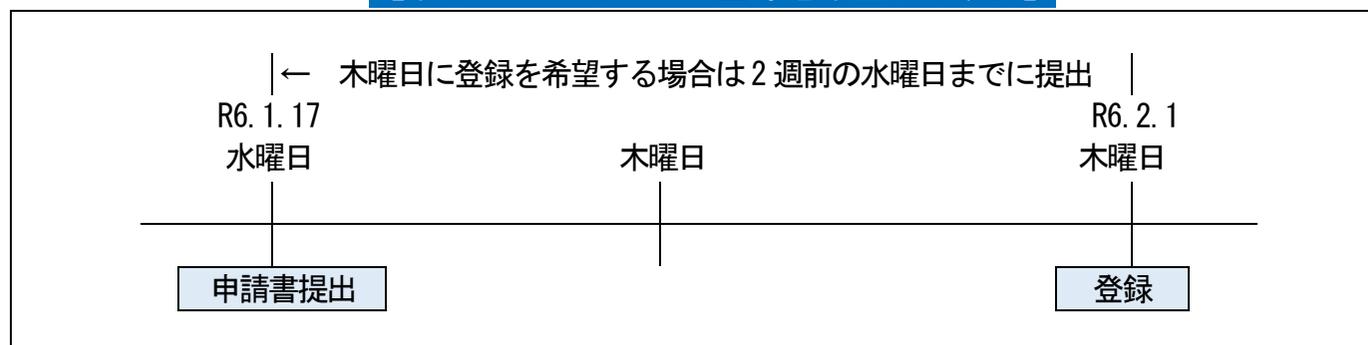
免税事業者が、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、その課税期間の初日から起算して15日前の日までに登録申請書を提出しなければなりません。15日前の日までに提出すれば、登録の通知等が遅れても、翌課税期間の初日が登録日となります。

(2) 課税期間の途中の登録

令和11年9月30日までの日の属する課税期間において、免税事業者が課税期間の途中から登録を受けようとする場合は、申請書の提出日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載します。15日を経過する日以後の日を登録希望日とした場合は、登録の通知等が遅れても、登録希望日が登録日となります。

具体的には、登録希望日の「2週前の日の前日」が申請期限です。登録希望日が木曜日であれば、2週前の水曜日までに申請しなければなりません。

【令和6年2月1日に登録を希望する場合】



4 2年縛りの適用

「課税事業者選択届出書」を提出した場合は、「課税事業者選択不適用届出書」の提出の制限により、少なくとも2年間は継続して課税事業者となります。いわゆる「2年縛り」です。

免税事業者が「課税事業者選択届出書」を提出しないで登録申請書の提出のみでインボイス発行事業者となった場合は、「課税事業者選択不適用届出書」の提出という手続きがありませんから、2年縛りの対象ではありません。

ただし、「課税事業者選択届出書」を提出した事業者と平仄をあわせるために、令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以後は、登録開始日から2年を経過する日の属する課税期間までの間は、継続して課税事業者として申告するものとされています（28年改正法附則44⑤）。

5 納付税額の計算

(1) 課税期間の途中で登録した場合の課税の対象

課税期間の途中からインボイス発行事業者（課税事業者）となる場合には、その登録の日からその課税期間の末日までの期間に行った課税資産の譲渡等及び課税仕入れ等を基礎に申告書を作成することになります。

(2) 2割特例（R5年改正）

免税事業者がインボイス発行事業者の登録をして課税事業者となった場合は、「小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）」を適用することができます。簡易課税制度選択届出書を提出している場合には、申告書において、簡易課税制度と2割特例のいずれかを選択することができます。

(3) 棚卸資産に係る調整

一般課税による場合は、課税事業者となる日の前日において所有する棚卸資産(※)に係る消費税額を、課税事業者になった課税期間の仕入税額控除の対象とします。

※ 納税義務が免除されていた期間において仕入れた棚卸資産が対象です。

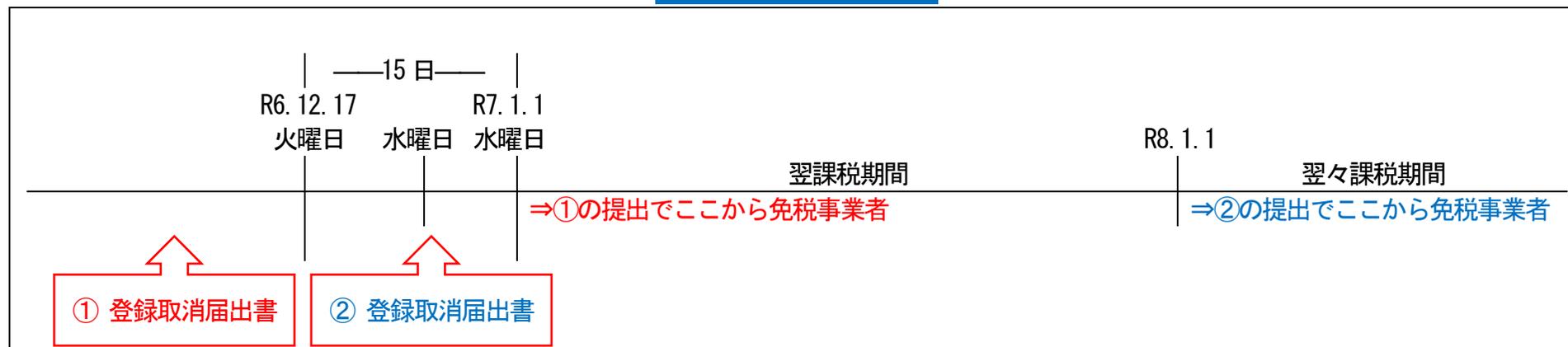
Ⅲ 免税事業者となるための登録の取消し

インボイス発行事業者には、事業者免税点制度は適用されません（新消法9①、インボイス通達2-5）。したがって、インボイス発行事業者は、基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高が1000万円以下となっても、「登録取消届出書」（「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」）を提出しない限り、免税事業者となることはできません。

登録取消届出書は、免税事業者になりたい課税期間の初日から起算して15日前的日までに提出しなければなりません（新消法57の2⑩一）。「15日前的日」は、「2週前の日の前日」です。

取消しを希望する課税期間の初日が水曜日であれば、2週前の火曜日になります。

【個人事業者の場合】



- ① 令和6年12月17日までに提出すると、翌課税期間の初日（令和7年1月1日）に登録が失効し、令和7年から免税事業者となります。
- ② 令和6年12月18日から令和7年12月17日までの間に提出すると、翌々課税期間の初日（令和8年1月1日）に登録が失効し、令和8年から免税事業者となります。

15日前的日までの提出を失念した場合には、課税期間の特例を選択するなどの対応を検討しましょう。

03 インボイス発行事業者の義務

I 課税事業者に対するインボイスの交付の義務

インボイス発行事業者は、課税事業者から求められたときは、原則として、インボイスを交付し、その写しを保存しなければなりません（新消法57の4①⑥）。

また、1万円以上の売上対価の返還等を行った場合には、返還インボイスを交付しなければなりません（R5年改正）。

書類の交付に代えて、その記載事項に係るデータ（電子インボイス）を提供し、そのデータを保存することができます（新消法57の4⑤）。

インボイス発行事業者が交付し保存するもの	
課税資産の譲渡等	…… インボイス又は簡易インボイス（データの提供が可能）
1万円以上の売上対価の返還等	…… 返還インボイス（データの提供が可能）

II 交付義務の免除

1 インボイスの交付義務の免除

交付義務が免除されるのは、公共交通機関、郵便局、生鮮食料品の卸売市場への出荷、農協等への無条件委託といった非常に限られた業種であり、一般の事業では、自動販売機特例に該当しない限り、消費税の課税事業者から求められた場合には、インボイスを交付しなければなりません。

次の課税資産の譲渡等については、インボイスの交付義務が免除されます（新消法57の4①、新消令70の9②）。

売手のインボイスの交付義務の免除		買手の仕入税額控除
3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送	公共交通機関特例	インボイスの保存不要
3万円未満の自動販売機・自動サービス機による商品の販売等	自動販売機特例	
郵便切手を対価とする郵便サービス （郵便ポストに差し出されたものに限る）	郵便局特例	卸売業者が交付する書類を保存
出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡 （出荷者から委託を受けた受託者が卸売業務として行うものに限る）	卸売市場特例	
生産者が農協、漁協、森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡 （無条件委託方式かつ共同計算方式による場合に限る）	農協特例	農協等が交付する書類を保存

2 返還インボイスの交付義務の免除

(1) 上記1.の取引

上記1.のインボイスの交付義務が免除される課税売上げについて行った対価の返還等については、返還インボイスの交付義務も免除されます（新消法57の4③、新消令70の9③）。

(2) 1万円未満の対価の返還等（R5年改正）

インボイス発行事業者が行うものであっても、税込1万円未満の対価の返還等については、返還インボイスの交付義務が免除されます（新消法57の4③、新消令70の9③二）。適用対象者に制限はなく、すべてのインボイス発行事業者が対象です。

また、適用期限のない恒久的な措置です。

3 登録に変更があった場合

(1) インボイス発行事業者でなくなった場合

インボイス発行事業者でなくなった後、インボイス発行事業者であった課税期間において行った課税資産の譲渡等を受ける他の事業者から、その課税資産の譲渡等に係るインボイスの交付を求められたときは、これを交付しなければなりません（インボイス通達 3-6）。

また、インボイス発行事業者でなくなった後において、インボイス発行事業者であった課税期間において行った課税資産の譲渡等につき、1万円以上の売上げに係る対価の返還等を行った場合には、返還インボイスを交付しなければなりません（インボイス通達 3-15）（R5年改正）。

(2) 登録前に行った課税売上げに係る対価の返還等

インボイス発行事業者が、インボイス発行事業者の登録を受ける前に行った課税資産の譲渡等について、登録を受けた日以後に売上げに係る対価の返還等を行う場合には、その対価の返還等に関する返還インボイスの交付義務はありません（インボイス通達 3-14）。

Ⅲ 偽インボイスの禁止

インボイス制度は、売手による消費税の納税がインボイスによって証明された場合に、買手における仕入税額控除を認める厳格な制度です。したがって、偽インボイスの交付は厳しく禁止されており、禁止行為を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとされています（新消法 57 の 5、65 四）。

区 分	禁止行為
インボイス発行事業者以外	適格請求書類似書類等（インボイス発行事業者が作成したインボイスであると誤認されるおそれのある表示をした書類）の交付又はデータの提供
インボイス発行事業者	偽りの記載をしたインボイスの交付又はデータの提供

Q&A

1 区分記載請求書とインボイスとの違い

インボイスの記載事項について、注意すべき点を教えてください。

Answer

インボイスは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝える手段であり、買手の納税額を減少させる金券であるといえます。国税庁は、インボイスの記載事項について、「区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項に、『登録番号』『適用税率』『消費税額等』の3つを追加したもの」と説明しています。

したがって、インボイス制度対応のための請求書発行システムの改修や請求書等の様式の見直しは、この3つの追加事項について検討すればよいということになります。

【記載事項】

区分記載請求書	適格請求書(インボイス)
① 売手の氏名又は名称	【変更】 インボイス発行事業者の氏名又は名称 【追加】 登録番号
② 課税資産の譲渡等を行った年月日(月次の請求書等についてはその期間) ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(軽減税率の対象にはその旨)	
④ 対価の額の合計額(税率ごとに区分して合計)	【変更】 税抜価格の表示も可能 【追加】 適用税率 【追加】 ⑤ 消費税額等
⑥ 買手(書類の交付を受ける事業者)の氏名又は名称	

また、既存の記載事項についての変更は、「売手の氏名又は名称」が「インボイス発行事業者の氏名又は名称」になることと、対価の額を税抜き又は税込みのいずれかの金額で表示することができるようになることです。

2 インボイス発行事業者の名称としての屋号の記載

法人の正式な称号や個人事業者の氏名を記載せず、インボイス発行事業者の名称として屋号を記載することはできますか。

Answer

インボイス発行事業者の名称は公表サイトで公表されていますが、法人については屋号の公表がないことから、法人の称号によらなければならないのではないかとの疑問が生じます。しかし、法人がその称号以外の屋号やブランド名で営業を行うことは珍しくなく、称号の記載のみを認めるとするのは、取引の慣行上現実的ではありません。

インボイスQ&A問53は、「電話番号を記載するなどし、インボイスを交付する事業者を特定することができれば、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません」としています。これは、インボイスを受け取った者が、記載された電話番号により発行者の営業所や店舗に問い合わせでインボイス発行事業者であることを確認できる状況であれば、問題はないということです。もちろん、現実に電話をして確認することを推奨するものではありません。確認できる状況であれば良いということ²。

例えば、インボイス発行事業者である株式会社ABCが、交付するインボイスに次のような記載をすることができます。

【インボイス発行事業者】(株)ABC (所在地：大阪府中央区1-1、代表 TEL：06-1111-1111)

【インボイスへの記載】 大阪健康ショップ TODAY (ショップ TEL：06-9999-9999)

² 「財務省担当官に聞く！インボイス制度の疑問点 第2弾」(税務研究会、令和5年2月20日配信)(佐々木辰実(財務省主税局税制第二課課長補佐)、金井恵美子(税理士)、石井幸子(税理士))。

また、交付を受ける事業者の氏名又は名称についても、正式名称のほか、その事業者であると認識することができる屋号や略称を記載することができます。

3 取引の内容

これまでレシートに「野菜・果実」と記載していましたが、インボイスには「きゅうり2本、リンゴ3個」いった記載をしないではいけませんか

Answer

取引（課税資産の譲渡等に係る資産又は役務）の内容は、具体的な商品名等を記載するのが原則ですが、「野菜・果実」といった商品の種類ごとの記載でも構いません。

取引の内容は、区分記載請求書等の記載事項でもあり、その記載方法に変更はありません。したがって、従前認められている記載の範囲と方法によればよく、その記載方法について新たな問題意識は不要です。

また、課税取引かどうか、軽減税率の適用があるかどうかの判別が取引の相手方との間で明らかとなるときは、商品コード等の記号、番号等により表示することができます（インボイス通達3-3）。

4 インボイスに記載する消費税額等の端数処理

インボイスに記載する消費税額等の計算において、1円未満の端数が生じた場合はどうなりますか。

Answer

インボイスに記載する消費税額等は、消費税額及び地方消費税額の合計額です。

切上げ、切捨て、四捨五入など端数処理の方法は、インボイス発行事業者が任意に選択した方法とすることができます。

消費税額等に1円未満の端数が生じる場合は、一のインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理を行います（新消令70の10、インボイス通達3-12、インボイスQA問55）。一のインボイスに記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められません。

現在、商品ごとに消費税額等の1円未満の端数処理を行っている場合には、登録番号の記載を追加してもインボイスとして

認められないこととなるので、システム改修を検討しなければなりません。

請求書		
株式会社〇〇御中		XX年11月1日
10月分(10/1~10/31) 100,000円(税込)		
日付	品名	金額
10/1	小麦粉 ※	5,000円
10/1	牛肉 ※	8,000円
10/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	100,000円(消費税 8,416円)	
10%対象	60,000円(消費税 5,454円)	
8%対象	40,000円(消費税 2,962円)	

※印は軽減税率対象商品

△△商事(株)
登録番号 T1234567890123

消費税額等の端数処理は、適格請求書単位で、税率ごとに1回行います。

10%対象：

$60,000円 \times 10/110 \doteq 5,454円$

8%対象：

$40,000円 \times 8/108 \doteq 2,962円$

(注) 商品ごとの端数処理は認められません。

また、例えば、複数の事業所がある顧客に対して、その事業所ごとに契約を締結し取引を行っている場合であっても、複数の契約を一のインボイスにまとめて記載するときは、その合計額について算出し、1円未満の端数処理を行った消費税額等を記載しなければなりません(インボイスQA問64)。

請求書

株〇〇御中 XX年11月1日

10月分 (10/1 ~ 10/31)

ご請求金額	消費税額等 (10%)
96,745 円	8,795 円

【請求金額内訳】

契約種別	利用金額 (税込)	参考：消費税額等
A 契約	13,157 円	1,196 円
B 契約	38,233 円	3,475 円
C 契約	45,355 円	4,123 円

△△商事株
登録番号 T...

消費税額等の計算方法は、課税資産の譲渡等の税込価額の合計額である 96,745 円を適用税率で割り返して算出しています。

$$96,745 \text{ 円} \times 10/110 = 8,795 \text{ 円}$$

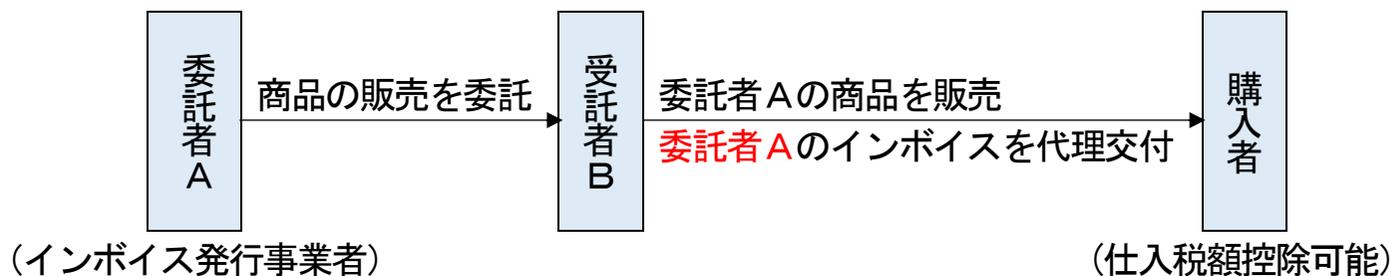
5 委託販売におけるインボイスの代理交付

委託販売を行う場合、インボイスの交付はどうなりますか（農協に委託するものではありません）。

Answer

委託者Aが商品の販売を受託者Bに委託した場合、顧客に対して課税資産の譲渡等を行っているのは委託者Aですから、本来、委託者Aが顧客に対してインボイスを交付しなければなりません。

しかし、委託販売では、通常、委託者Aは顧客と接触する機会を持ちません。そこで、受託者Bが、委託者Aの氏名又は名称及び登録番号を記載した委託者Aのインボイスを、顧客に代理交付することが認められます。



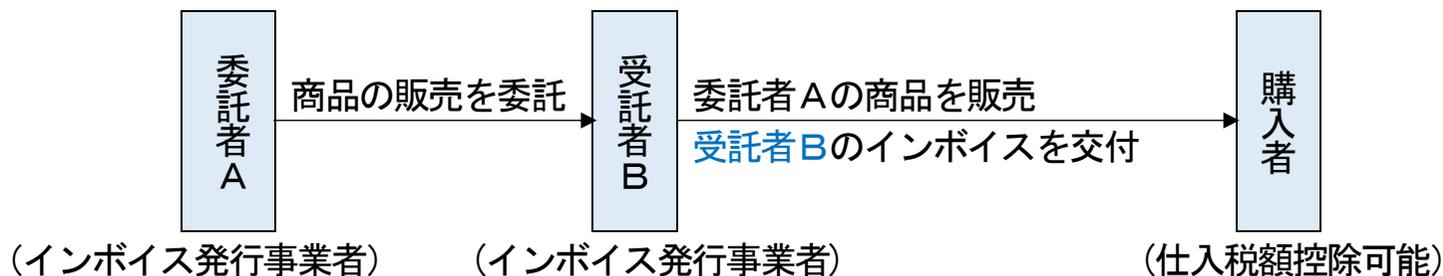
6 委託販売における媒介者交付特例

複数の委託者の商品を取り扱っているなど、受託者による代理交付が難しい場合はどうすればいいのですか。

Answer

1. 委託者及び受託者の双方がインボイス発行事業者である場合

受託者が複数の委託者の商品を一括して販売する等、受託者が代理して委託者のインボイスを交付することが難しい場合も考えられます。そこで、委託者及び受託者の双方がインボイス発行事業者であることを要件として、「媒介者交付特例」が設けられています。インボイス発行事業者が、媒介者等を介して課税資産の譲渡等を行う場合において、その媒介者等がインボイス発行事業者であるときは、その媒介等を行う受託者は、委託者の課税資産の譲渡等について、受託者の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを、顧客に交付することができます（新消令 70 の 12①）。



2. 委託者及び受託者の対応

この場合、委託者A及び受託者Bは、次の対応が必要です（新消令70の12①③④、インボイス通達3-7、3-8、インボイスQA問48）。

委託者Aの対応

- ① 自己が登録を受けている旨を取引前に通知する。
 - 個々の取引の都度通知する、事前に登録番号を書面等により通知する、基本契約等により委託者の登録番号を記載するなどの方法による。
- ② 自己がインボイス発行事業者でなくなった場合には、その旨を速やかに受託者Bに通知する。
- ③ 受託者Bから交付されたインボイスの写しを保存する。

受託者Bの対応

- ① 交付したインボイスの写し又は提供したデータを保存する。
- ② 交付したインボイスの写し又は提供したデータを速やかに委託者Aに交付又は提供する。
 - コピーが大量になるなど、インボイスの写しそのものを交付することが困難な場合には、インボイスの写しと相互の関連が明確、かつ、「税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率」や「税率ごとに区分した消費税額等」など、委託者の売上税額の計算に必要な一定事項を記載した精算書等を交付し、その精算書等の写しを保存する。

3. 集金事務等を委託している場合

なお、消費税法施行令70条の12第1項は、「媒介者等を介して国内において課税資産の譲渡等を行う場合」に媒介者交付特例を適用することができるものと定めていますが、物の販売などを委託し、受託者が買手に商品を販売しているような取引だけではなく、請求書の発行事務や集金事務といった商品の販売等に付随する行為のみを委託しているような場合も対象となります（インボイスQA問48）。

7 端数值引きがある場合

当社は、売上代金の請求に当たって端数を切り捨てて金額を丸める出精値引きを行っています。インボイスの記載はどうなりますか。

Answer

いわゆる「出精値引き」を行う場合、値引きの時期が課税資産の譲渡等を行う前か後かにより、次のふたつの処理が考えられます。厳密な区分が困難である場合には、いずれの処理を行ってもかまいません。

1. 課税資産の譲渡等の対価の額から直接減額して処理する方法

これから行う課税売上げの値引き（値下げ販売）である場合、インボイスには、値下げ後の対価の額とこれに対する消費税額等を記載します。

2. 売上対価の返還等として処理する場合

(1) 値引きの金額が1万円未満である場合（R5年改正）

既の実現した課税売上げに対する値引きである場合は、返還インボイスを交付することとなります。ただし、税込1万円未満の対価の返還等については、返還インボイスの交付は不要です。

(2) 値引きの金額が1万円以上である場合

税込1万円以上の値引きについては、返還インボイスを交付する義務があります。

インボイスと返還インボイスは、それぞれに必要な記載事項を一枚の書類に記載して交付することができるので、出精値引きを行う場合は、その出精値引きを行うインボイスに返還インボイスの記載事項を加えることとなります。この場合、その出精値引きは既に行った個々の取引のいずれかに対して値引きを行う性質のものではなく、その請求全体に対する値引きであるため、「対価の返還等のもとになる取引の内容」は、記載する必要はありません。

また、取引に係る適用税率が単一であるときは、インボイスの記載事項である「適用税率」とは別に重ねて記載する必要はなく、「対価の返還等の金額に係る消費税額等」の記載も省略することができます。具体的には、次のような請求書で記載事項を満たすことになります。

<u>請 求 書</u>			返還インボイスの記載事項
(株)〇〇御中		××年10月31日	
△△(株) T1234567890123			
日付	品名	金額	① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 対価の返還等を行う年月日とそのもとになる課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 対価の返還等のもとになる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減税率の対象にはその旨） ④ 税率ごとに合計した対価の返還等の金額（税抜き又は税込み） ⑤ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率 ※ 単一税率の場合は、端数値引について、④の「税率ごとに合計した対価の返還等の金額（税抜き又は税込み）」を記載すれば足りる。
10/1	ラミネートフィルム	1,023,850	
10/2	PROサーバ-本体	826,950	
	PROサーバ-カートリッジ	87,890	
...	
合計	適用税率 10%	8,561,800	
	外消費税額等	856,180	
	総 計	9,417,980	
	値 引 き	△17,980	
	御請求金額	9,400,000	

8 軽減税率・標準税率の売上合計額からの一括値引

軽減税率の売上げと標準税率の売上げの合計額から一括して値引きを行う場合は、返還インボイスはどうなりますか。

Answer

1. 返還インボイスを交付しない場合（R5年改正）

軽減税率適用の売上げと標準税率適用の売上げについて、その合計額から一括して値引きを行う場合、その適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が明らかでないときは、これらの資産の譲渡等に係る価額の比により按分して、適用税率ごとの値引額を算出することとなります（軽減税率通達15）。

すなわち、値引額が1万円未満で返還インボイスを交付しなかった場合には、価額の比によって按分した金額が税率ごとの対価の返還等に係る控除税額の計算の基礎となります。

2. 返還インボイスを交付する場合

しかし、顧客へ交付する領収書等の書類により適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が確認できるときは、それが価額の比により按分したものでなくても、適用税率ごとに合理的に区分されているものと認められます（軽減税率通達15）。

したがって、その値引きの金額が1万円未満であっても、返還インボイスを交付することにより、標準税率適用の売上げから優先的に対価の返還等に係る税額控除を適用することが可能となります。

9 売手が負担する振込手数料

売掛金の回収に当たり、振込手数料が差し引かれた場合はどうなりますか。

Answer

1. 振込手数料の負担者

振込手数料について、契約書等で負担者を明示している場合には、その定めに従うこととなります。その取り決めがなければ、商法又は民法の原則に従い、支払う者が負担するべきものとなります。

すなわち、商法516条は、債務の履行の場所を「債権者の現在の営業所」と定めています。また、民法は、「弁済は債権者の

現在の住所」においてしなければならない（民法484①）、「弁済の費用」は債務者の負担（民法485）としています。

このような原則であっても、売掛金の回収に当たり、振込手数料らしき金額が差し引かれた場合には、売手は、集金の手数を省略した利益の対価と認識して、費用や値引きとして処理する例が多いと考えられます。しかし、最近では、そのような商習慣を見直して、「振込手数料は差し引かないでご負担ください。」とお願いしているケースも増えているようです。

2. 下請法の取扱い

下請法4条1項3号は、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」を禁止しています。

この下請代金の額を「減ずること」の1つの類型として「下請代金を下請事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料を下請事業者負担させることを書面で合意している場合に、下請代金の額から金融機関に支払う実費を超えた額を差し引くこと」があります。

したがって、発注前に書面で合意がない場合に振込手数料を下請代金の額から差し引くことは、下請代金の減額に該当します。また、発注前に振込手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合であっても、親事業者が負担した実費の範囲を超えた額を当該手数料として差し引いて下請代金を支払うと、下請代金の減額に該当することになります。

ここでいう「実費」とは、振込手数料として銀行等に支払っている額のことであって、例えば、親事業者が従来の銀行窓口での振込みに代えてインターネットバンキング等を利用することによって、実際に負担する振込手数料が少なくなっているにもかかわらず、下請代金から従来の銀行窓口での振込手数料相当額を差し引くことは、下請代金の減額として問題となります。

令和2年6月18日に行われた勧告では、下請代金を振り込む際に、実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金から差し引いていたことが下請代金の減額に当たるとされました³。

しかし、商習慣としては、下請法の適用対象となる取引であっても、振込手数料あるいは振込手数料らしき金額が差し引かれて支払われた場合、売手は、費用又は値引きを計上して売掛債権の金額と実際に支払われた金額との差額の消込みを行っている例が多いと考えられます。

³ 公正取引委員会「下請法 知っておきたい豆情報 その4」https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/chubu_tidbits/no004.html 参照。

3. 対価の返還等を認識する場合（R5年改正）

売手が負担する振込手数料を対価の返還等と認識する場合は、その金額が1万円未満であることから、返還インボイスの交付は不要です。帳簿にその旨を記載して、返還等対価に係る税額控除の適用を受けることができます。

なお、軽減税率の適用対象に係る対価の返還等には、軽減税率が適用されます。

4. 課税仕入れを認識する場合（R5年改正）

差し引かれた振込手数料相当額を課税仕入れの対価として仕入税額控除を行なうためには、顧客に対してインボイスの交付を求めなければなりません。ただし、インボイス制度開始から6年間は、中小事業者について、1万円未満の課税仕入れにつきインボイスの保存を不要とする経過措置（少額特例）があります。

5. 会計上は費用とし、消費税では対価の返還等とする場合（R5年改正）

また、会計上は課税仕入れとしていても、消費税法上は、対価の返還等として取り扱うことができます。

帳簿において支払手数料等に計上されていても、消費税申告の際に作成する帳票等により対価の返還等として取り扱うことが明らかであれば問題ありません。

10 前月の請求金額に訂正がある場合

前月の請求書（インボイス）において過少であった請求金額を当月の請求書に記載することはできますか。

Answer

1. 記載事項の誤りの是正

インボイス、簡易インボイス又は返還インボイスを交付したインボイス発行事業者は、これらの書類の記載事項に誤りがあった場合には、これらの書類の交付先に対して、修正したインボイス、簡易インボイス又は返還インボイスを交付しなければなりません（新消法57の4④⑤）。

交付方法は、たとえば、次の方法が考えられます。

- ・ 誤りがあった事項を修正し、改めて記載事項の全てを記載したものを交付する方法
- ・ 当初に交付したものと関連性を明らかにし、修正した事項を明示したものを交付する方法

2. 翌月の請求書による修正

ただし、例えば、過少請求があった場合に、継続的に、その翌月の請求書(インボイス)において、過少であった金額を対価の額に直接加算し、その加算した金額に基づき計算した消費税額等を記載する方法で調整しているときは、その調整により、修正したインボイスの交付があったものとすることができます。

63 仕入税額控除の要件

I 帳簿の記載事項

保存すべき帳簿の記載事項は、原則として区分記載請求書等保存方式と同じです（新消法 30⑧）。
仕入先の登録番号を記載する必要はありません。

II 保存すべき請求書等

課税仕入れについては、帳簿の保存に併せて、原則として、次に掲げる請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります（新消法 30⑦、⑨）。

課税仕入れにつき保存すべき請求書等

- ① 適格請求書（インボイス）
- ② 適格簡易請求書（簡易インボイス）
- ③ 事業者が課税仕入れについて作成する仕入明細書、仕入計算書等の書類で、インボイスの記載事項が記載されているもの（インボイス発行事業者の確認を受けたものに限る。）
- ④ 卸売市場特例の適用がある場合に卸売業者が交付する書類
- ⑤ 農協特例の適用がある場合に農協等が交付する書類

上記の書類はいずれも、その記載事項に係るデータの提供を受けて保存することができます。
課税貨物の引取りについては、課税貨物の輸入の許可書等の保存が必要です。
ただし、取引の特殊性から、インボイスの保存がなくても仕入税額控除を認める特例が設けられています。

Ⅲ インボイス制度における仕入税額控除の要件の特例

1 災害等の被災者の特例

災害その他やむを得ない事情により、帳簿及び請求書等の保存をすることができなかったことをその事業者において証明した場合は、帳簿及びインボイスの保存は不要です(新消法 30⑦)。

2 簡易課税制度を適用する場合

簡易課税制度は、仕入税額控除に係る事務負担から中小事業者を救済するために設けられています。実際の課税仕入れについて一切の事務を行わず、売上げに係る消費税額にみなし仕入率を適用して控除対象仕入税額を算出するものです。したがって、インボイスの保存は必要ありません。

3 2割特例を適用する場合 (R5 年改正)

令和 5 年度改正において、「小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置 (2割特例)」が設けられます。2割特例では、帳簿及び請求書等の保存は不要です。

4 特定課税仕入れに係る特例

特定課税仕入れとは、国外の事業者から提供される「事業者向け電気通信利用役務の提供」であり、リバースチャージ方式の対象となるものです。

特例課税仕入れについては、請求書等の保存は不要とされています (新消法 30⑦、新消令 49①二)。

5 3万円未満の課税仕入れに係る特例の廃止

区分記載請求書等保存方式においては、課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が 3 万円未満である場合に帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる特例 (消法 30⑦、消令 49①) がありますが、インボイス制度への移行とともに、この取扱いは廃止されます。

6 個別取引に係る特例

(1) インボイスの保存を要しない課税仕入れ

次に掲げる課税仕入れについては、インボイスの保存は不要です。所定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められます（新消令 49①一、新消規 15 の 4）。

インボイスの保存を要しない課税仕入れ
<p>① 売手のインボイス交付の義務が免除されるもの</p> <ul style="list-style-type: none">イ. 公共交通機関特例が適用される 3 万円未満の旅客の輸送ロ. 自動販売機特例が適用される 3 万円未満の自動販売機・自動サービス機からの商品の購入等ハ. 郵便局特例が適用される郵便サービス
<p>② インボイス発行事業者以外からの仕入れが常態であるもの</p> <ul style="list-style-type: none">ニ. 古物営業を営む者が、インボイス発行事業者でない者から、古物を棚卸資産として購入する取引ホ. 質屋を営む者が、インボイス発行事業者でない者から、質物を棚卸資産として取得する取引ヘ. 宅地建物取引業を営む者が、インボイス発行事業者でない者から、建物を棚卸資産として購入する取引ト. インボイス発行事業者でない者から、再生資源及び再生部品を棚卸資産として購入する取引チ. 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）
<p>③ 簡易インボイスが回収されるもの</p> <ul style="list-style-type: none">リ. 簡易インボイスの記載事項（取引年月日以外）を満たす入場券等が使用の際に回収される取引

イ、ロ、ハは、売手においてインボイスの交付が免除される取引であり、買手においてはインボイスの保存を要しません。
ニ、ホ、ヘ、トは、インボイス発行事業者以外の者から買い受けた場合に限り、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（新消法 30⑦、新消令 49①一ハ（1）～（4））。相手方がインボイス発行事業者である場合は、インボイスの交付を受けて保存する必要があります。

(2) 帳簿の記載事項

帳簿には、通常必要な記載事項に加え、次のイ及びロ事項の記載が必要となります（インボイスQA問107）。

■ 上記イ～リのいずれかに該当する旨	■ 上記の「ロ 自動販売機特例」、「リ 入場券等」については相手方の所在地
簡潔に、例えば次のような記載でかまいません。	簡潔に記載できるものは、例えば次のような記載でかまいません。
「3万円未満の鉄道料金」「公共交通機関特例」「入場券等」「古物商特例」「質屋特例」「出張旅費等特例」など	「〇〇市自販機」「××銀行〇〇支店ATM」など

(3) 「ニ 古物商」「ホ 質屋」「へ 宅地建物取引業者」について

「ニ 古物商」「ホ 質屋」「へ 宅地建物取引業者」に係る特例については、古物営業法、質屋営業法又は宅地建物取引業法により、業務に関する帳簿等へ相手方の氏名及び住所を記載することとされているものは、住所又は所在地の記載が必要です。

また、買取りの相手方が「インボイス発行事業者でないこと」が要件となっているので、事業の実態に応じた方法で、買取り相手方がインボイス発行事業者でないことを客観的に明らかにしておく必要があります。例えば、買取りの際に相手方に記載させる書類に、インボイス発行事業者か否かのチェック欄を設けるなどの方法が考えられます。

なお、古物商が、古物営業法上の「古物」に該当しないもの（例：金、白金の地金等）を、古物営業と同等の取引方法（古物台帳に記帳する等）により買い受ける場合には、その仕入れも古物商特例の対象となります（新消令49①一ハ（1）、新消規15の3、インボイス通達4-8）。

(4) 「ト 再生資源の買取り」について

「ト 再生資源の買取り」については、事業者から購入する場合には、その事業者の住所又は所在地の記載が必要です。つまり、買取りの相手方がインボイス発行事業者である場合はインボイスの保存必要、インボイス発行事業者でない事業者である場合は、帳簿への住所又は所在地の記載が必要となります。

買取りの相手方		仕入税額控除の要件
事業者	インボイス発行事業者	帳簿及びインボイスの保存が必要
	インボイス発行事業者でない	インボイスの保存は不要 帳簿の記載事項に次を追加 <ul style="list-style-type: none"> ◆ この特例の対象である旨 ◆ 買取りの相手方の住所又は所在地
事業者でない		インボイスの保存は不要 帳簿の記載事項にこの特例の対象である旨を追加

7 中小事業者の1万円未満の課税仕入れに係る経過措置（少額特例）（R5年改正）

1. 改正の背景

3万円未満の課税仕入れにつき請求書の保存を不要とする特例（消令49①、以下「施行令49条1項の特例」という。）の廃止に対する実務の不安は、とても大きいものです。

日本税理士会連合会は、令和4年5月26日付けで、施行令49条1項の特例を存置することを提案しました⁴。税理士法は、「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる」（税理士法49の11）と定め、これに基づき、日本税理士会連合会は毎年、税制改正の建議を行っていますが、これとは別に税制改正に関する「提案」を行うことは極めて異例です。

しかし、この廃止を覆すことはできませんでした。

2. 少額特例の創設

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5000万円以下の事業者が、インボイス制度の開始から令和11年9月30日までの期間において行う税込1万円未満の課税仕入れについては、インボイスの保存を要せず、帳簿の保存のみで仕入税額控除の要件を満たすことができます。

3. 中小事業者対策としての経過措置

少額特例は、①6年間の経過措置であること、②一定規模以下の事業者に限定されること、③適用対象となる金額が1万円未満であること、施行令49条1項の特例よりも相当に縮小された制度となっています。これは、「軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証憑が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる」ところ、「インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、中小事業者を含めた一定

⁴ 「インボイス制度の円滑な導入・実施について」（日本税理士会連合会ホームページ<https://www.nichizeiren.or.jp/whats-new/20220606a/>：2023年3月26日確認）。

規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応できるよう事務負担の軽減措置を講ずる」⁵と説明されています。すなわち、インボイス制度導入の趣旨からすれば、少額であることを理由にインボイスの保存を不要とすることは適切ではないけれども、中小事業者対策として、制度の定着までの経過措置を設けるといえるものです。

課税売上高1億円は、全事業者の90.7%、現状の課税事業者の76.1%をカバーする水準であり、取引額1万円は、クレジットカードの平均決済単価およそ5,000円（推計）をカバーするとされています。

4. 留意点

- ① 特定期間における課税売上高の5000万円は、課税売上高による判定に代えて給与支払額の合計額の判定によることはできません。
- ② 課税期間の途中であっても、令和11年10月1日以後に行う課税仕入れについては、適用はありません。
- ③ 1万円の判定は、一商品ごとの金額により判定するのではなく、一回の取引の合計額が税込1万円未満であるかどうかにより判定します。

例1	9,000円の商品と8,000円の商品を同時に購入した場合は、合計17,000円(1万円以上)の課税仕入れとなります。
例2	月額20万円(稼働日21日)の外注は、約した役務の取引金額によることとなります。月単位の取引と考えられ、月単位で20万円(1万円以上)の課税仕入れとなります。

⁵ 「インボイス制度の改正案に関する資料」財務省ホームページ
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/materials.html#a02 : 2023年3月26日確認。

Q&A

1 公表サイトの活用

受け取ったインボイスについて、記載された登録番号が正しいかどうか、公表サイトで確認しなければなりませんか。

Answer

日々の業務として、受け取ったインボイスに記載された登録番号が正しいかどうか公表サイトで確認する作業を想定する必要はありません。

公表サイトは、どの場面で活用するかが重要です。受け取ったインボイスに「登録番号が正しく記載されているかどうかの確認」ではなく、その仕入先が「インボイス発行事業者であることの確認」、すなわち仕入先の登録状況の管理に活用します。

もし、交付を受けたインボイスに記載された登録番号に間違いがあるかどうかの確認を人の手によって行うとするならば、業務は膨れ上がり収集がつかなくなることは容易に想定できます。また、例えば、現にインボイス発行事業者である仕入先がたまたま登録番号の記載を誤った場合（そのようなことは手書きでない限りあり得ませんが）に、そのことを理由に、その記載が誤ったインボイスに係る課税仕入れをピックアップして控除否認することにどれほどの意味があるのでしょうか。

公表サイトは、取引を行う前の価格交渉の段階、具体的には、次のような場面で利用すべきです。

公表サイトによる確認作業		
インボイス制度開始前		主要な仕入先が登録するかどうか
インボイス制度開始後	継続する仕入先	相当期間の課税仕入れを取りまとめたインボイスを受け取る場合や仕入明細書方式の場合には定期的に登録状況を確認
	新規の仕入先	価格交渉を行う前に登録の有無を確認

なお、会計ソフト等に附属する機能として、公表サイトの Web-API 機能又は公表情報ダウンロード機能を利用して、名簿に入力された取引先について、自動で定期的に登録の確認を行うシステム等が開発されています。

2 インボイス制度下の税務調査

インボイス制度が開始すると、税務調査においてインボイスの記載事項が満たされているかどうか、一枚ずつチェックされるのですか。

Answer

次のような国会答弁があります⁶。

○鈴木俊一財務大臣

国税当局が行います税務調査につきましては、大口で悪質な不正計算が想定されるなど調査必要度の高い納税者を対象としているところでありまして、これまで、請求書等の保存書類についてなどの軽微な記載事項の不足を確認するための税務調査は実施していない、そのように承知をしております。

インボイス制度導入後も、こうした方針に特に変更はないと聞いております。

○末松義規委員（立憲民主党）

ということであれば、制度が定着するようなところも含めて、そういう軽微なことについて中小事業者をある意味じゃいじめるような、そういったことは、国税庁としてもそこは十分に勘案して、そういった方々に極力面倒をかけないということを是非お約束していただきたいと思います。これは国税庁に聞きます。

○星屋政府参考人（国税庁次長）

お答え申し上げます。

国税庁といたしましては、インボイス制度について、制度の定着を図るため、調査の過程でインボイスの記載不備を把握したとしても、インボイスだけでなく他の書類等を確認するなど柔軟に対応していくということで考えてございます。

○末松義規委員（立憲民主党）

⁶ 第211回国会 衆議院 財務金融委員会 第2号（令和5年2月10日）議事録。

そういうことであれば、極めて柔軟に対応するということが、そこは多くの中小事業者も本当に安心することだ
と思います。

インボイスに必要な記載事項を相互の関連が明確な複数の書類により確認できれば、それらをあわせて適正なインボイスと
なります。仮に調査等の過程で、調査官が、買手が保存しているインボイスについて記載事項の不足等を把握した場合であつて
も、他の書類等を確認するといった対応を行うこととなり、直ちに仕入税額控除が否認される者ではありません。

3 売手が故意に適正なインボイスを交付しない場合

売手が故意に適正なインボイスを交付しない場合であっても、インボイスの保存がないことを理由に、その課税仕入れについ
て仕入税額控除が否認されるのでしょうか。

Answer

このような疑問について、週刊税務通信3739号（2023年2月6日）は、国税庁の回答として、次のように報じてい
ます。

買手が社会通念上相当と認められる注意を払っていたにもかかわらず、例えば、売手の故意によって不正なインボイスの
交付を受け、買手が仕入税額控除に必要な正しいインボイスを保存できていなかった時など、その保存がないことにつき
「買手の責めに帰さない状態」にあると認められる場合には、個々の事実関係を踏まえて、消費税法第30条第7項ただ
し書きに規定する「災害その他やむを得ない事情」が適用される場面もあると考えています。

いずれにしても、インボイス制度実施後においては、インボイス発行事業者から交付されたインボイスの保存がない場
合、買手の課税仕入れについては、原則として仕入税額控除ができませんが、個々の事実関係に基づいて、法令等に照らし
て適切に取り扱ってまいりたいと考えております。

4 受け取ったインボイスの記載事項に誤りがあった場合

受け取ったインボイスの記載事項に誤りがあった場合や、記載事項が欠けている場合は、どうすればいいのですか。

Answer

交付を受けたインボイスの記載事項に誤りがあった場合や、記載事項が欠けている場合は、仕入税額控除の要件を満たすために、売手であるインボイス発行事業者から、修正したインボイスの交付を受けて保存する必要があります。自ら追記や修正を行っただけでは、仕入税額控除の要件を満たすことはできません。

ただし、買手は、売手が交付するインボイスに代えて、自らが作成した仕入明細書等で、インボイスの記載事項が記載されており、売手であるインボイス発行事業者の確認を受けたものを保存することもできます（新消法30⑨三）。

したがって、買手においてインボイスの記載事項の誤りを修正し、売手の確認を受けた場合は、あらためて修正したインボイスの交付を受ける必要はありません。結果として、両者が、正しく一致したインボイスとその写しを保存していれば良いということです。

インボイスの記載事項に誤りがあった場合	
交付したインボイス発行事業者（売手）	交付を受けた事業者（買手）
修正して再交付する義務がある ※買手による修正を確認した場合は写しを修正する	再交付を受けて保存する必要がある ※自ら修正した場合は売手の確認を受ける

5 経費の立替払い

経費の立替払いがあった場合、インボイスの保存はどうすればいいのですか。

Answer

1. インボイス及び立替金精算書が必要

A社が行なう課税仕入れの対価をB社が立て替えて支払う場合、仕入先は、B社に対して、B社宛てのインボイスを交付するものと考えられます。

A社は、このB社宛てのインボイスをそのまま受領しても、インボイスの保存の要件を満たすことはできません。

立替払を行ったB社から、インボイスとともに、その課税仕入れがA社に帰属することを明らかにする立替金精算書の交付を受けて保存することにより、インボイスの保存の要件を満たすこととなります（インボイス通達4-2）。

この場合、立替払を行うB社がインボイス発行事業者である必要はありません。

5. 複数者の経費を一括して立て替える場合

B社がA社を含めた複数者分の経費を一括して立て替える場合には、B社は、立替金精算書とインボイスのコピーをA社に交付することになります。

ただし、コピーが大量となるなどインボイスのコピーを交付することが困難な場合において、B社がインボイスを保存しているときは、A社はB社が作成した立替金精算書の保存をもって、仕入税額控除を行うことができます。

この場合、B社は、仕入先の登録番号や適用税率などA社が仕入税額控除の適用を受けるに当たって必要な事項を立替金精算書や契約書等に記載して通知し、A社は、帳簿に仕入先の名称を記載しなければなりません。

6 仕入明細書の活用

当社の仕入先には個人事業者が多く、インボイス発行事業者の登録をしても適正な記載事項を整えたインボイスの交付ができるか心配です。どうすればいいでしょうか。

Answer

仕入先のインボイスの交付に不安がある場合には、買手が自ら仕入明細書を作成しこれを保存する方法を検討してはいかがでしょうか。自社のシステムで作成したデータを保存するので、業務の効率という点から有益であり、仕入税額に係る請求書等積み上げ計算も容易に行えます。

インボイスの保存に代えて保存することができる仕入明細書は、インボイスの記載事項が記載され、その記載事項について仕入先の確認を受けたものです。

また、原稿料や講演料などの報酬等を支払う場合、請求書等の交付を受けず、支払明細書等を作成して交付することが一般的です。インボイス制度では、この支払明細書にインボイスの記載事項を記載して保存することができます。

所轄税務署長に提出する「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」(所法 225①三)について、摘要欄等を活用してインボイスの必要事項がすべて記載されているように整えれば、これをインボイスに代えて保存することができます。

7 仕入明細書の確認方法

インボイスに代えて仕入明細書を保存する場合の相手方の確認はどのように行うのですか。

Answer

買手が作成する仕入明細書は、インボイスの記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたものである場合には、インボイスに代えて保存することができます。

相手方の確認を受けたものとは、例えば、次のようなものです。

- ① 仕入明細書の記載内容を、通信回線等を通じて仕入先の端末機に出力し、確認の通信を受けた上で、自己の端末機から出力したもの
- ② 仕入明細書の記載内容に係るデータをインターネットや電子メールなどを通じて仕入先へ提供し、確認の通知等を受けたもの
- ③ 仕入明細書の記載内容を仕入先に示した後、一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする基本契約等を締結した場合におけるその一定期間を経たもの
- ④ 仕入明細書に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」旨の通知文書等を添付して相手方に示し了承を得たもの

8 見積りインボイスによる仕入税額控除

課税仕入れの対価の額が確定する前に、見積額が記載されたインボイスを受け取った場合、その見積りインボイスを保存して仕入税額控除の適用を受けることができますか。

Answer

仕入税額控除は、その課税仕入れに係る目的物の引渡しを受けた日の属する課税期間又はその課税仕入れに係る役務の提供が完了した日の属する課税期間において行います。目的物の引渡しや役務の提供が実現しているにもかかわらず、課税期間の末日までにその支払対価の額が確定しない場合は、適正に見積もった支払対価の額により控除額を計算します（消基通 11-4-5）。

1. 見積りインボイスの交付を受ける場合

仕入先から見積額が記載されたインボイスの交付を受ける場合は、これを保存することで見積額による仕入税額控除が認められます。その後、確定額が見積額と異なる場合には、確定額が記載されたインボイス（対価の額を修正したインボイス）の交付を受けて保存する必要があります。

2. 見積り仕入明細書を作成する場合

見積額を記載した仕入明細書を自ら作成し、相手方の確認を受けた場合は、これを保存することで見積額による仕入税額控除が認められます。その後、確定額が見積額と異なる場合には、確定額を記載した仕入明細書を作成して相手方の確認を受けた上で、これを保存する必要があります。

3. 見積りインボイスの交付を受けられない場合

電気・ガス・水道水の供給のようなインボイス発行事業者から継続して行われる取引や、機械等の保守点検、弁護士の顧問契約のように契約等に基づき継続的に課税資産の譲渡等が行われ、金額が確定した際にインボイスの交付を受ける蓋然性の高い取引については、見積額が記載されたインボイスや仕入明細書の保存がなくとも、その後、金額が確定したときに交付されるインボイスを保存することを条件として、課税仕入れを行う事業者が課税期間の末日の現況により適正に見積もった金額で、仕入税額控除を行うことができます。

9 売手と買手の計上時期が違う場合（令和5年10月1日を跨ぐ取引）

売手が出荷基準で令和5年9月30日以前に売上げを認識している場合に、買手が検収基準で令和5年10月1日以降に課税仕入れを認識しているとき、インボイスの保存が必要ですか。

Answer

インボイス制度の開始前に行った課税売上げについては、売手にインボイスの交付義務はありません。したがって、買手は、売手との取引の認識基準の違いからインボイス制度の開始後に課税仕入れを計上する場合であっても、インボイスの保存は必

要ありません。区分記載請求書等の保存により仕入税額控除を行うことができます。

10 リース取引の分割控除（令和5年10月1日を跨ぐ取引）

所有権移転外ファイナンス・リースにより、複合機の譲渡を受け、賃貸借処理を行っています。

リースの開始日：令和5年4月1日（リース期間：5年）、リース料総額：264万円

消費税は分割控除を行っていますが、令和5年10月1日以後の仕入税額控除について、インボイスの保存が必要でしょうか。

Answer

1. 会計処理と仕入税額控除の時期

所有権移転外ファイナンス・リースは、リース資産の譲渡であり、消費税の課税仕入れの時期は、そのリース譲渡があった日です（消基通5-1-9、11-3-2）。

ただし、会計上、企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のリース取引等については、賃貸借取引に準じて処理することが認められています（リース取引に関する会計基準の適用指針35）⁷。

このような経理実務を考慮して、賃借人が賃貸借処理をしている場合には、消費税の仕入税額控除についても、リース料の支払時期にその支払額を対価として課税仕入れを認識する分割控除が認められています。

2. 保存すべき請求書等

インボイス制度の開始前に行われたリース譲渡については、売手にインボイス交付の義務はありません。したがって、インボイス制度開始後に分割控除を行う場合であっても、リース譲渡の時に受領した区分記載請求書等を保存することになります。

あらためて、インボイスの交付を求める必要はありません。

⁷ 令和5年5月2日、企業会計基準委員会は、新たなリース会計基準となる「企業会計基準公開草案第73号：リースに関する会計基準（案）」等を公表しています。